農村計画学会表彰規程
（2022 年 10 月 15 日理事会決定）

第 1 条（総則）
農村計画学会規約第 4 条 6 項に定める業績の表彰については、この規程の定めるところによる.

第 2 条（表彰の種類）
表彰の種類は以下に示すものとする.
(1)農村計画学会大賞（以下「大賞」と称する）
(2)農村計画学会学術賞（以下「学術賞」と称する）
(3)農村計画学会実践賞（以下「実践賞」と称する）
(4)農村計画学会奨励賞（以下「奨励賞」と称する）
(5)農村計画学会優秀発表賞（以下「優秀発表賞」と称する）
(6)農村計画学会ベストペーパー賞（以下「ベストペーパー賞」と称する）
(7)個人または法人からの寄付による賞（以下「寄付による賞」と称する）
(8)農村計画学会特別表彰（以下「特別表彰」と称する）

第 3 条（授賞者）各賞の授賞者は下記の者とする.
(1)大賞は、本学会での多年にわたる活動により、農村計画の学術・技術等の進歩に大きく貢献する業績をあげた会員.ここにいう業績とは、
1)農村計画学の根幹に位置づけられる理論的で啓発的な論文や著作、農村計画学の特定分野を集大成した体系的成果や境界領域に踏み込んで新理論や新分野を構築する論文や著作（学術貢献）
2)農村計画の次世代の研究者や実務の担い手を育成する（人材育成貢献）
3)創造的で革新的な先端研究プロジェクトを企画立案し、主導し、期待に応える成果をあげた（研究推進貢献）
4)農村計画の現場活動に供する独創的、革新的な実用技術や斬新な設計・デザイン等（開発貢献）等である.
(2)学術賞は、農村計画に関する近年の学術研究論文（農村計画学会誌、農村計画学会論文集、関係図書、関係専門誌）の中で、時代のニーズに先駆けて応える意義を有し、理論性も高く、農村計画の発展に顕著に貢献する一連の学術的成果をあげた会員.
(3)実践賞は、会員、非会員を問わない. 第一に、近年中に事業実施した農村計画に関する調査、計画や設計、デザイン等の考え方、手法、表現において斬新かつ独創性があり、モデル性、適用性が高く、農村計画への実践適用に貢献する成果をあげた者. 第二に、近年中に農村計画に関する調査、計画、設計、デザインにかかる事業を主導的に遂行して、地域コミュニティの再生・活性化や高いアメニティの実現に道筋をつける実践的成果をあげた者.
(4)奨励賞は､応募翌年の 4 月 1 日に満 40 歳以下もしくは応募時に学位取得 5 年未満の会員の中で、近年中に農村計画学会誌、農村計画学会論文集等に発表された学術論文で、独創性・萌芽性・将来性のある優れた研究をおこなった者.
(5)優秀発表賞は、秋期大会において、当該年の 4 月 1 日に満 40 歳以下の会員の中で、筆頭報告者として近年中にとりまとめた研究成果で、着眼点がよく、独創性、萌芽性、将来性があり、わかり易い発表を行った者.
(6)ベストペーパー賞は、前年度 2 月 16 日から当該年度 2 月 15 日に「農村計画学会論文集」に掲載された論文のうち、完成度が高く、優れた知見により農村計画の発展に貢献する論文の著者（主著者および共著者）. 論文（査読付き）を対象とし、報告（査読付き）は対象としない.

(7)寄付による賞は、前もって表彰の趣旨を明確にし、理事会が選考する.

(8)特別表彰は、理事会の発議と合議による非定期な顕彰事業で、授賞対象者は、農村計画学の発展に特に顕著な学術的功績をあげた会員、実務界で顕著な功績をあげた会員、本学会の発展に長らく尽力してきた会員等を顕彰する.

第 4 条（表彰の件数）

毎年の表彰件数は、厳選寡少を旨として、いずれの賞も若干名とする.

第 5 条（表彰委員会）

表彰に関する活動のため、表彰担当副会長を委員長とする表彰委員会(以下「委員会」と称する)を設置し、その下に事務局と学会賞選考委員会(以下「選考委 員会」と称する)を置く.

2. 選考委員会は寄付による賞と特別表彰を除く各賞の授賞候補者の選考を担当する.
3. 選考委員会は、表彰担当副会長が委員長を兼任し、若干名の選考委員で構成する.
4. 委員長は、専門分野に配慮しつつ理事の中から選考委員候補者を会長に推薦し、会長の承認を得て決する.なお、任期中、選考委員名は非公表とする.
5. 委員長、選考委員の任期は 2 年とする.
6. 選考委員会は、委員長が召集して開催する.
7. 委員長、選考委員が学会賞候補者になった時、当該年度の選考委員としての職務を停止する.この場合、当該年の選考委員を補充することができる.
8. 事務局は本規程に関する選考以外の業務を担当する.
9. 事務局は担当理事(事務局長)と委員(事務局員)で構成する.
10. 担当理事(事務局長)はオブザーバーとして選考委員会に出席する.

第 6 条（応募と選考の方法）

大賞、学術賞、実践賞、奨励賞は、会員の推薦または自薦で広く募集し、受理した者の中から第 3 条と細則に従って選考委員会が選考する.

2. 優秀発表賞とベストペーパー賞は第 3 条と細則に従って選考委員会が選考する.

第 7 条（授賞者の決定と発表）

寄付による賞と特別表彰以外の授賞は､選考委員会の候補者選考結果報告に基づき理事会で審議し、決定する. 寄付による賞と特別表彰は理事会の審議による.

2. 理事会決定後、授賞者本人に通知するとともに農村計画学会誌に発表する.
3. 候補者が選考中に死亡した場合は、故人に追贈することができることとする.

第 8 条（表彰）

表彰は総会において行う.授賞者には賞状ならびに記念品を授与する.

第 9 条（細則の制定）本規程施行に関する表彰細則を別に定める.